⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下､｢更生手続等開始決定者」という。)は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

別記　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県､秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―0013 宮城県仙台市青葉区花京院１－１－20花京院スクエア(電話022―716―0013))

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県､千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部経理調達課（〒231―8436 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎（電話045―211―7413))

⑶　新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県　北陸地方整備局総務部経理調達課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6650))

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県　中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市丸の内２－１－36ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル（電話052―209―6316))

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576))

⑹　鳥取県、島根県、岡山県及び広島県並びに山口県（下関市を除く。)中国地方整備局総務部経理調達課（〒730―0004 広島県広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル（電話082―511―3903))

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部経理調達課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―811―8304))

⑻　山口県（下関市に限る。)、福岡県､佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部経理調達課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―418―3345))

競争参加者の資格に関する公示

東日本電信電話株式会社公告第 58 号

平成26年度において物品購入等に係わる資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、西日本電信電話株式会社の公示についても委託を受け、東日本電信電話株式会社が公示します。

また、本公示の資格については東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社各々より、資格審査結果を通知します。

平成 26 年３月 31 日

東日本電信電話株式会社

資材調達センタ所長　浅野　健志

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　13

１　資格を有する物品

⑴　電報用出力用紙

⑵　電報用台紙「一般用」

⑶　メロディ付特別紙

⑷　おし花付特別紙

⑸　刺しゅう付特別紙

⑹　うるし付特別紙

⑺　七宝付特別紙

⑻　プリザーブドフラワー付特別紙

⑼　クリスタル付特別紙（ＮＴＴ西日本限定）

⑽　ふくさ付特別紙

２　申請の時期　平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間、随時受付けます。なお、申請時期によっては当該の入札に間に合わない場合や、平成26年度入札を行わない物品もあります。

３　申請の方法

⑴　申請書類等の入手方法　申請書類等は、下記⑵の場所において資格を得ようとする者に随時交付します。

⑵　申請書類等の提出方法　申請書類等を下記に掲げる提出場所に提出して下さい。郵送による申請も受付けます。

〒165―0026 東京都中野区新井２―46―２　ＮＴＴ野方ビル２Ｆ　テルウェル東日本株式会社　電報事業本部　電話（03）5860―2366

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　日本語又は英語とします。

４　競争に参加することができない者

⑴　成年被後見人及び被保佐人。

⑵　破産者で復権を得ない者。

⑶　会社の整理、会社更生、破産、清算等の手続中にある者。

⑷　次の各号の１に該当する行為をした者でその事実認定の日から２年間を経過しない者。また、これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者。

ア　契約の履行に際し、故意にまたは重過失により製品の製造もしくは役務を粗雑にし、または製品の品質もしくは数量に関し不正の行為があった者。

イ　入札または契約の締結もしくは履行に際し、不正に利益を得る目的をもって入札者間で連合した者。

ウ　他の供給者の入札を妨害し、または契約を締結すること、もしくは契約を履行することを妨害した者。

エ　検査または監督に際し、社員の職務執行を妨げ、または職務執行に協力しなかった者。

オ　正当な理由がなく契約を締結しなかった者、または契約を履行しなかった者。

カ　入札の手続きまたは契約の締結もしくは履行に関する手続き等に関し、虚偽の申告をした者。

キ　入札説明書等を不正に使用した者。

ク　その他不正に競争を阻害する行為をした者。

⑸　当該入札において、最終的な調達仕様作成に直接関与したことによって競争上の不公正な利益を享受する者。

５　競争参加者の資格審査の方法　審査は申請書類に基づき、経営状況､製品の製造・販売状況、及びその品質等について行い、必要に応じて製造工場の実地調査、設計資料、試供品又は類似既製品による審査を行います。

６　資格審査結果の通知　審査結果は書面により申請者に通知します。